

役 員 報 酬
費 用 弁 償 規 程

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会 役員等報酬及び費用弁償規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）役員等の報酬、費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本法人役員等の報酬及び実費弁償は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 本法人役員等が会務のため旅行するときは、別表2による費用を弁償する。

2 陳情等のため旅行するときは、必要に応じて本規則に定める費用以外に特に実費を支給することができる。

3 本法人役員等が会務のため市内旅行するときは、実費を支給することができる。

(準用規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する事項は、本法人職員旅費規則を準用する。

附 則

この規程は、平成17年 3月22日から施行する。

平成17年 5月30日 一部改正

平成18年 9月27日 一部改正

(平成18年10月 1日より適用)

平成19年 5月24日 一部改正

別表1（第2条関係）

区 分	金 額	備 考
会 長	報酬1日 5,000円	
副会長	報酬1日 5,000円	
理 事 監 事 その他	実費弁償 1日 2,000円	

※ 正副会長報酬には、管内旅費実費を含むものとする。

別表2（第3条関係）

区 分	鉄道賃	船 賃	車 賃 1kmにつき	日 当 1日につき	宿 泊 料 1夜につき	食 卓 料 1夜につき
会 長	運賃実費	上 級	37円	2,200円	12,000 円	2,000 円
副 会 長						
理 事 監 事 その他						